

2024年12月6日

森脇 久紀

森脇議員

知事におかれましては4期目の当選、おめでとうございます。

この度の知事選挙では、わが党が推薦した小坂のぼる氏が、同時に行われた総選挙での日本共産党の比例票の2.7倍の支持を獲得しました。伊原木知事との一騎打ちとなった過去2回の選挙に比べ、得票数も、得票率も増えています。今後の県政運営にあたっては、この結果に示された県民の声をしっかり受け止めていただきますよう要望し、さっそくですが質問をはじめます。

■質問1、少子化対策について

まず、県政の最重点課題とした少子化対策について伺います。

提案説明で知事は少子化対策について、「これまでの対策を上回る勢いで少子化が進んでいる」「これからの数年間がラストチャンスであり、正念場だ」として、県政の最重点戦略と位置づける決意を述べられました。

振り返ってみますと、知事が最初に当選された翌年に策定した「生き生きプラン」では、重点戦略Ⅲに「子育て支援充実プログラム」がありました。2期目の「新・生き生きプラン」では、出会い・結婚の支援、妊孕性の普及啓発、多子世帯への支援、周産期医療の充実などを盛り込んだ「結婚・妊娠・出産応援プログラム」が追加されました。現在の「第3次生き生きプラン」は、2期目のプランをほぼ踏襲した内容です。

さて、「第4次晴れの国おかやま生き生きプラン（素案）」の作成にあたって、少子化対策に関する12年間の取組をどう総括されたのでしょうか。とりわけ、「対策を上回る勢いで少子化が進んでいる」原因をどう考えておられるのでしょうか。知事に伺います。

私は、「失われた30年」と言われるこれまでの経済政策にこそ問題があったと考えます。非正規雇用の増大、実質賃金が上がらない、子育てと教育にかかる家計の負担増、社会保障の負担増と給付削減、地域に根差した産業や農林水産業の疲弊、これらの結果、将来に希望が持てない社会にされてしまったと言えます。男性も女性も、自己の意思と選択を基本に、人間らしく生き、安心して暮らせる社会をつくってこそ、結婚・出産という点でも希望がかなうのではないのでしょうか。正規を中心とした安定した雇用、賃金の引き上げ、長時間労働や残業の規制、保育や教育へのさらなる財政支援、社会保障の拡充による暮らしの不安解消など、国に強く要望していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。知事に伺います。

国の施策が不十分な中でも、県としてできることは全力で行う必要があります。担当部局のこれまでの取組は評価しつつ、特に以下の点で、さらなる充実を求めたいと思います。

子育て支援では、経済的負担の軽減がさらに必要だと考えます。物価高で家計はますます

厳しくなっています。学校給食費や学用品費など教育に係る負担軽減、給付制奨学金の拡充や県直接の奨学金償還支援制度の創設、高等教育の無償化について教育長のご所見を伺います。また、子どもの数や親の所得など条件なしにすべての子どもの保育料の無償化について子ども・福祉部長のご所見を伺います。さらに、岡山県小児医療費公費負担制度の対象年齢拡大について保健医療部長のご所見を伺います。

労働の分野では、まず県が率先して、県庁や関係する職場で非正規雇用労働者の正規雇用への転換と実質賃金引き上げにつながる取組を進める必要があると思いますが、総務部長のご所見を伺います。また、男女の賃金格差の解消、賃上げや子育て支援を行う中小企業や小規模事業者への財政支援などを、進める必要があると思いますが産業労働部長のご所見を伺います。

さらに、主な家事が女性に集中している問題の解消、男性も女性も育児休業や子育て時期の時短勤務を取得し易い環境づくりも重要だと思います。その点では、「気運の醸成」にとどまらず財政面での支援も必要だと思いますが県民生活部長のご所見を伺います。

■答弁 伊原木知事

日本共産党の森協議員の質問にお答えいたします。

少子化対策についてのご質問であります。

まず、取組の総括についてであります。少子化の状況は一層厳しさを増す中ではありますが、就任後 12 年間の出生数の減少率を見ると、中四国 9 県の中で一番減らさずに踏みとどまっており、また、直近の人口千人当たりの出生率でも中四国で 1 位となっているなど、これまでの取組もあって、相対的には健闘していると言えるのではないかと感じております。

しかしながら、生き方の多様化や結婚観の変化、経済情勢など様々な背景が相まって、未婚化が想定以上に進行しており、そのことが少子化の大きな要因の 1 つになっていると受け止めております。

次に、国への要望についてであります。お話の内容については、少子化対策・子育て支援の推進などとして、本県独自の提案において、国に要請しているほか、全国知事会や中国地方知事会を通じた要望も行っており、引き続き、様々な機会を捉え、しっかりと働きかけてまいりたいと存じます。

以上でございます。

■答弁 教育長

お答えいたします。

さらなる充実のうち教育に係る負担軽減等についてであります。学校給食費は学校の設置者において適切に判断されるべきものと考えております。

学用品費等については、就学援助制度や高校生等奨学給付金による支援が行われており、また、高等教育の修学支援新制度により実施されている給付型奨学金や授業料等の減免は、

年々拡充されているところであります。

さらに、本県においては、小学校教員の人材確保を図るため、教員奨学金返還支援事業を既の実施していることなどから、県教委として新たな経済的負担の軽減を行うことは考えていないところであります。

以上でございます。

■答弁 子ども福祉部長

お答えいたします。

さらなる充実のうち保育料の無償化についてであります。こうした取組は、自治体の財政力による地域間格差が生じないよう、全国一律で対応されるべきと考えており、全国知事会などを通じて、国による対応を働きかけているところであります。

以上でございます。

■答弁 保健福祉部長

お答えいたします。

さらなる充実のうち、小児医療費公費負担制度についてであります。子どもの医療費助成については、全国一律で実施されるべきと考えており、全国知事会を通じて国に要望しているところであります。

また、本制度については、給付と負担の公平性を図り、持続可能なものとして運用することが重要であり、対象年齢の拡大については慎重に検討すべきと考えております。

以上でございます。

■答弁 総務部長

お答えいたします。

さらなる充実のうち県の率先行動についてであります。県では、業務の内容や性質、業務量等に応じて、正規職員や任期付き職員、会計年度任用職員など必要な任用形態の職員を配置することとしております。

また、会計年度任用職員の給与については、正規職員の給与改定に準じた引き上げ等を行うとともに、今年度からは、一定の要件の下で勤勉手当の支給を開始するなど、処遇改善を図っているところであります。

なお、県に関係する団体を含む民間事業者の労働条件については、法令で定められている範囲内において労使間で決定することが原則とされているものと認識しております。

以上でございます。

■答弁 産業労働部長

お答えいたします。

中小企業等への支援についてであります。賃上げについては、各企業の業績や労使関係などを基に決定されること、また、男女の賃金格差の解消や子育て支援については、国等の

助成制度があることから、お話のような財政支援を行うことは考えておりませんが、今後とも、生産性向上を通じた企業の稼ぐ力の強化に取り組むとともに、労働局と連携し、仕事と子育ての両立ができる職場環境作りに取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

■答弁 県民生活部長

お答えいたします。

さらなる充実のうち、家事が女性に集中している問題等についてであります。男女ともに仕事と家庭の両立ができる環境作りを進めることは、大変重要であると考えます。

このため、機運の醸成に向けて、県民や経営層を対象としたセミナーや、企業表彰などを行っており、また、今年度、新たに男性育児休業の取得を促進する奨励金の取組を開始したところであります。

国においても、育児休業等給付や中小企業への助成制度の拡充が図られており、その周知を含め、効果的な取組を進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

■再質問 森協議員

それぞれご答弁頂きありがとうございました。

知事にお伺いしたいのですが、生き方や結婚観の変化、とういうものが背景にあると仰いました。結局、少子化対策が進んでいないのは当人の責任と言われるのでしょうか。どうでしょう。

■答弁 伊原木知事

これは誰の責任というよりも、状況が変わってきているということだと思います。

■再々質問 森協議員

こういう考えの変化というのも社会のいろんな背景を受けてのことだと思います。

そういう点では誰の責任とも言えないのも確かだと思いますが、私が質問させてもらったのは社会の動向自体がなかなか給料が上がらない、不安定な雇用が広がっている、そういう中で結婚に踏み切れないという状況、社会の要因がそういうふうになっているんじゃないかと思うのですが、その点どうでしょうか。

■答弁 伊原木知事

確かにこの社会の動向というものが結婚するかどうかの決断、子どもを産むかどうかの決断に大きく影響を与えているであろう、ということは私自身も考えているところではありますけど、ただ例えば戦後のベビーブームの時に結婚をしよう、子どもをつくろうと考えた我々の先輩方は安定した仕事があるかということで結婚、子育てを決めたのだろうかということを考えれば、今みなさんが言われている理由が普遍的にそういうものなのかということ

なのかという疑問があるわけでございます。

なかなか確信が持てないという状況にいるというのは間違いないというわけなのですが、今ここに我々がいるということは必ずお父さんがいてお母さんがいて、それぞれの人にお父さんお母さんがいてというその世代をどんだんさかのぼっていったときにそれぞれの親たちが今結婚の条件、出産の条件とされているものを満たしているかということ、さあどうだったんだろうかと。そういう風に思われるのもそうなんだろうなと思いつつ、いかに子どもがかわいいのか、子育てをしているご家族が非常に幸せを実感されている方が多いのか、そういうのをもし若い方々がわかって頂ければ随分もの見方、考え方も違ってくるのではないかという思いも一方あるところでございます。

■要望 森協議員

若者たちのアンケートを見ると所得が増えない、将来の不安が大きいということも回答されておりますので、そういうことをしっかり踏まえた上で支援策に力を入れてもらいたいということを要望します。

■再質問 森協議員

総務部長に再質問ですが県庁の非正規労働者について例えば専門性が必要な職種あるいは継続性が求められる相談業務などに非正規の職員が置かれているというケースも多いと思う。

そのあたり認識はありますか。

■答弁 総務部長

非正規職員の方の中には一定程度の専門性を持ち、また一定程度の継続性をもって勤務されている職員もいるということは認識しています。そういう点も踏まえて必要な配置を行っています。

■要望 森協議員

県庁の非正規職員について、専門性、継続性が必要な任務に携わっているからこそ正規の職務になってほしい。賃金の面で苦勞しているのはわかりますが安定した仕事に携われるように正規の雇用になるよう要望します。

また、産業労働部長に要望です。

事業者への支援について、徳島県が今年国の基準を大幅に上回る最低賃金の引き上げを決めました。企業任せではなく中小企業等には県として応援していこうという施策を決めました。そういうこともぜひ調査をしてほしいと要望をします。

■質問2、医療機関等への支援について

次に、物価高騰の影響で経営が厳しくなっている医療機関や福祉関係事業所への支援についてうかがいます。

先日、いくつかの病院の経営に携わる方々とお話する機会がありました。今年度の診療報酬の改定では、この間の物価高、看護職員などの処遇改善などにまったく対応できず、どの病院も大幅な赤字だと、深刻な実態が語られました。たとえば、入院時の食事に必要なお米は、これまで1kg200円位だったのが、今年は500円と2.5倍の値上がりということでした。光熱費や注射の針など様々な資材も軒並み値上げしています。経費が増えているために、医療従事者等の冬のボーナスを削減しなければならない医療機関もあるとのことでした。

医療は、命と健康を守る国民全体の財産です。病院の安定的な経営とすべての医療従事者の処遇改善は国や自治体の責務のひとつだと思います。県として、医療機関の厳しい実態を把握されているでしょうか。また、国に対し報酬の再改定を大至急要望するとともに、県としても支援策を講じていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。併せて保健医療部長に伺います。

関連して、福祉関係の事業所運営や、障害者就労継続支援事業所等の生産・創作活動について、物価高騰に対する支援策の実施を国に働きかけるとともに、県としても支援を行っていただきたいと思いますがいかがでしょうか。子ども・福祉部長に伺います。

■答弁 保健福祉部長

お答えいたします。

医療機関等への支援についてのご質問であります。

実態把握等についてであります。物価高騰等により医療機関の経営状況が厳しくなっているという声があることは承知しております。

今年度の診療報酬改定は、国において様々な事項を総合的に考慮することから、適切に決定されたものと認識しており、現時点で再改定を求めることは考えておりませんが、県としての支援については、現在、国において経済対策の議論が進められており、まずは、その動向を見守りたいと存じます。

以上でございます。

■答弁 子ども・福祉部長

お答えいたします。

国への働きかけ等についてであります。社会福祉施設など物価高の影響が大きい施設等への対策が地域の実情に応じて機動的に行えるよう、国による必要な財政措置等について、全国知事会を通じて求めるところであり、お話のような障害者施設への県単独の支援策は考えておりません。

国では、現在、そうした経済対策の議論が進められており、まずは、その動向を見守りたいと存じます。以上でございます。

■再質問 森協議員

引きつづき医療機関の実態をしっかりと把握していただきたいと思います。

今期の報酬改定というものが総合的に判断されたということですが、実態として総額で減額になっている。その後の物価高騰、職員の処遇改善、最低賃金の引き上げを踏まえると足りないというのが実態ということが明らかになっています。

国の予算措置に基づいて県としても支援を講じていただくこと、国が決定すれば速やかに行って頂きたいと思います。同時に抜本的な改定となると報酬改定以外にありません。このことについても国に求めて頂きたいですがどうでしょう。

■答弁 保険医療部長

今年度報酬の抜本的な見直しについて要望してはどうかという内容についてであります。基本的には県として抜本的な見直しを求める事は考えていません。

一方近年急激な物価高騰の状況があり、これまで国の交付金支援があり、適切に対応していきたいと考えています。

■要望 森協議員

物価高騰対策の交付金、決定次第速やかに対応できるよう強くお願いしたいと思います。福祉関係の事業所も同じようお願いします。

■質問3、生活保護基準引下げ訴訟について

次に、生活保護基準引下げ訴訟についてうかがいます。この訴訟は、第2次安倍政権が2013年から段階的に生活保護基準を大幅に引き下げたことに対し、「引き下げは生存権保障を定めた憲法25条を侵害する」として、29都道府県で約1000人の原告が10年にわたって争っている裁判です。今年の10月28日には、岡山地裁で原告勝訴の判決が出されました。すでに判決が出ている訴訟のうち、原告勝訴の判決は18件目になりました。さらに昨年11月30日には、名古屋高裁で原告側が勝訴しています。

さて、岡山地裁の判決に対し、県内5市及び国が控訴することを決めました。大変残念です。判決に対する認識について、子ども・福祉部長に伺います。

一般的に、行政相手の裁判で勝利することは難しいと言われる中で、18の地裁と名古屋高裁で勝訴したことは画期的と言えます。名古屋高裁の判決では、憲法25条に謳われている「健康で文化的な最低限度の生活」の意味について、「3度の食事ができているというだけでは、生命が維持できているというだけにすぎず、健康で文化的な最低限度の生活とは言えない」として「健康であるためには、基本的な栄養バランスの取れるような食事を行うことが可能であることが必要であり、文化的といえるためには、孤立せずに親族間や地域において対人関係を持ったり、自分なりに何らかの楽しみになることを行うことなどが可能であることが必要」と述べています。このような判決を踏まえれば、また、昨今の物価高、燃料や光熱費、食材の高騰も考慮し、ただちに保護基準を引き上げるよう国に要望すべきではないでしょうか。知事のご所見を伺います。

■答弁 子ども・福祉部長

お答えいたします。

判決に対する認識についてであります。お話を訴訟については、29 都道府県の各地域の裁判所において、順次、認容ないしは棄却の判決がなされているところと承知しております。

引き続き、県内の事案も含め、今後の全国の訴訟の状況を注視してまいりたいと存じます。以上でございます。

■答弁 伊原木知事

お答えいたします。

生活保護基準引き下げ訴訟についてのご質問であります。

国への要望についてであります。生活保護基準は、国の審査会において、一般世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか等の検証がなされ、その結果を受けて設定されており、その妥当性については、国において適切に判断されるものと考えております。

以上でございます。

■意見 森協議員

納得いきませんが、時間の関係で次の質問に移ります。

■質問4、自衛隊のイベント等への参加等について

次に、自衛隊のイベント等への参加、自衛官の勧誘問題について伺います。

先月17日におこなわれた岡南飛行場祭りに、81 式短距離地对空誘導弾と搭載車両が展示されました。昨年は自衛隊の戦闘機「F-2」「F-15」「F-4」の操縦桿やミサイル発射ボタンの模型が実際に触れることができる形で展示されたり、装甲車である82式指揮通信車の展示もあったようです。子どもたちも参加し、空の安全を楽しむ祭りに、なぜ自衛隊のミサイルなど戦争に関係する展示があるのか、理解に苦しむのは私だけでないと思います。県も共催している祭りであり、自衛隊から展示内容について祭りを主催する実行委員会にはどのような説明がおこなわれていたのでしょうか、県民生活部長に伺います。

いま全国的に、学校での防災学習を利用し、「自衛官募集」と記載したファイルを配布するなどの事例が増えているようです。県内でこのような事例があるのでしょうか。あれば中止を求めるべきと考えますが、併せて教育長に伺います。

2014年の集団的自衛権行使の閣議決定と2015年の安保法制、2022年には岸田政権のもとで敵基地攻撃能力の保有と安保三文書改定、その後の攻撃兵器の増強などにより、自衛隊の性格が大きく変えられました。従来は専守防衛が主任務とされていた自衛隊が、日本への攻撃がなくても、他国を攻撃することを可能にする部隊にされています。こういう自衛隊の性格を考えれば、自衛隊がイベントなどに参加する際には、その目的を明確にさせるとともに、戦争・殺傷につながる兵器の展示をさせない、募集につながる行為はしないなどを条件とする必要があるのではないのでしょうか。知事に伺います。

■答弁 県民生活部長

お答えいたします。

岡南飛行場祭りについてであります。このイベントは、県や地元町内会、飛行場内事業者等で組織する実行委員会主催の催しであり、これまで実行委員会が自衛隊等に出展を依頼してきており、展示車両等について、事前に説明を受けていたと承知しております。

以上でございます。

■答弁 教育長

お答えいたします。

学校での防災学習についてであります。災害時に救援活動等を行う自衛隊を招き、防災に関する講話やロープワーク体験などを実施している学校があることは承知しておりますが、本県においては、隊員募集につながるファイルの配布等を行われていないと認識しております。

以上でございます。

■答弁 伊原木知事

お答えいたします。

自衛隊のイベント等への参加等についてのご質問であります。

目的の明確化等についてであります。自衛隊は、自衛官等の募集活動の一環で県主催のイベント等に参加しております。県は、法定受託事務として募集事務の一部を担っており、自衛隊に県主催行事を広報宣伝の場として利用いただいているものであります。

以上でございます。

■再質問 森協議員

自衛隊から事前に展示連絡実行委員会にあったということですが、自衛隊の性格が大きく変わっているという認識があるのでしょうか。

■答弁 県民生活部長

出展にあたっての認識についてであります。展示については自衛隊の広報・宣伝活動の一環として自衛隊側が判断したものです。岡南飛行場条例の規定に伴い判断したので問題ないと判断しました。

■再々質問 森協議員

自衛隊の性格が変わっている認識を持っているかという質問なのですが。

■答弁 県民生活部長

自衛隊の性格が変化している認識はございません。

■再々質問 森脇議員

そういった認識なく自衛隊の言われるがままなのはどうかと思います。

安倍内閣の時、安保法制の改訂が行われた、敵基地攻撃能力を持つということや台湾有事も叫ばれています。安保条約に基づきアメリカ軍が万が一戦争に参加すれば自衛隊も一緒に参加できるということを憲法上の規定ではだめなのにそういう準備を進めていることは大問題です。

そういった自衛隊に若者たちを招き入れる事を県が応援していることになるのではないのでしょうか。

■答弁 県民生活部長

展示についての認識、自衛隊につきましては広報活動の一環として判断しています。

その内容については実行委員会のほうで地域の方々の意見や感想を聞きながら今後検討するものだと考えております。

■再質問③ 森脇議員

募集の一環としてイベントにも自衛隊を参加させて募集の宣伝も認めていることについてですが、自衛隊だけ特別扱いになるのでしょうか。もし県の職員、警察、教員がイベントに参加し募集宣伝をするのであれば許可されるのでしょうか。

■答弁 伊原木知事

少なくとも拒否することはないんだろうと思います。

■意見 森脇議員

自衛隊の性格が大きく変わっている認識がないまま今まで通り許可しているのは如何なものかと思います。意見として述べておきます。

森脇議員

■質問5、道路新設に伴う信号機等の撤去について

次に、里庄町里見地内での案件ですが、道路新設に伴う信号機等の撤去について伺います。

現在、里庄東小学校のすぐ南東にある交差点に押しボタン式信号機と東西の横断歩道及び自転車横断帯が設置されています。その交差点から約70メートル南側で、新しい道路の建設が進められ、新たにできる交差点に信号機を設置する一方、現在ある小学校南東の交差点の信号機等は撤去する方針が示されました。さらに、小学生や中学生の通学路は、従来の交差点を通さず、新しい交差点等に遠回りするルートが検討されていると伺いました。

この案件は、6月5日の里庄町議会で、現在の信号機等を撤去しないでほしいという内容

の決議を採択し、再交渉を求めていた問題でした。しかし、撤去の方向性が変わらなかったために、地域住民は、「新しい交差点への信号機設置は当然必要だが、従来の横断歩道や信号機もそのまま残してほしい」と、地域の人口の7割近く、世話人を含めて1796筆の署名を集め、あらためて関係部署に要望や請願をされています。

今回の質問にあたって、私も現地を見てきました。住民の皆さんの指摘の通り、従来の道路は、道幅が狭く、交差点の見通しが悪く、しかも小学校のごく近くでもあり、信号機と横断歩道は欠かせないと思いました。検討されている通学路に変更すると、十分な歩道もない道路を左側通行する場合も出てきます。従来の横断歩道や信号機を撤去するには無理があると感じました。そこで伺います。どのような調査や議論を経て、従来の信号機等を撤去する方向に至ったのでしょうか。地域のことをよく知っている住民の声にこえ、いま一度ご検討いただけないでしょうか併せて警察本部長に伺います。

■答弁 警察本部長

お答えいたします。

「道路新設に伴う信号機等の撤去について」のご質問であります。

議員お話しの里庄町での信号機整備については、警察庁が定めた「信号機設置の指針」を踏まえ、現地の交通量や道路の形状、周囲の交通環境、交通事故件数等を調査、分析の上、その設置効果を検討し、地域住民の方々の声もお聞きしながら進めているところであります。

議員お話の本年6月5日の里庄町議会での決議についても、同決議を受け、道路管理者たる町とも連携し、議員や地域住民の方々に対して効果的な信号機の整備について説明を尽くした結果、同年7月31日に、「既設信号機を撤去し、新設交差点への信号機設置を要望する」旨の町長宛の要望書が、町議会議員の多数の賛同を得て出されたところであります。

それ以外にも、里庄町を管轄する玉島警察署長に対しては、町長、地元町内会、学校関係者から同内容の要望書が出されているところであり、県警察としては、こうした状況も踏まえ、本件については、既設信号機を撤去し、新設交差点に信号機を設置する方向で整備を進める計画としているところであります。

以上でございます。

■再質問 森脇議員

7月31日に多数の同意を得て議会のほうで改めて撤去、南側に移設するという陳情があったということですが、この結論を出すに当たって、南の新しい所につけるのであれば北の今あるのは撤去する以外にはないという二者択一のような検討がなされたと同っています。

どちらかに付けろと言われれば確かに新しい交差点に付けてほしい、交通量も増えるだろう、という選択になるでしょうが、北側の交差点の形状が変わるわけでもなく安心して通れるわけでもなく、状況は変わりません。二者択一のアンケートや調査によって、誘導的な調査になっているのではないかと思います。どうでしょうか。

■回答 警察本部長

二者択一という説明をしているわけではありません。道路の設置効果について現地の交通量や道路の形状、周囲の交通環境、交通事故件数等を説明したうえで、こういう形が効果的であるという説明をしてご理解いただいたと考えています。

■再々質問 森協議員

通学路でいま検討されているのは、これまで現在の交差点を通る子どもたちは交差点を渡る前に右側を北に向かって通っていました。今後は新しい交差点から北側へ、従来の交差点までを左側通行するということを検討されているようです。そのあたりが危険なことになるのではないのでしょうか。

地域の子どもたちはここ（従来の信号機）が撤去された後もこの道路を渡りたいと言われています。そのような声を聴かれてはいないのでしょうか。中学生、高校生も自転車で通ります。そういう声を聴いていませんか。

■答弁 警察本部長

そこを通行する子ども、保護者、地元住民には使用状況等も含めて地元住民の声を聴いたうえで説明して理解をしてもらっていると考えています。

■意見 森協議員

地元の関係の方が公安委員会にも要望を出す動きもしています。公安委員会のみなさんにも改めて検討していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

■質問6、政治資金について

最後に、知事の後援会の政治資金収支報告について、9月議会に続き質問させていただきます。

9月議会では、知事の後援会が、寄付を受けたり、借入金の返済をした事実がないにもかかわらず、それらが存在すると虚偽の収支報告をおこない、検察の指摘をもとに修正された令和2年分から令和4年分の収支報告書をもとに行った質問に続き、平成24年分から29年分の収支報告書について、借入金返済のために支出したと記載されている金額は、実際には支出されていないと考えられ、そのお金はどうなっているのか伺いました。

知事の答弁は、私の再質問に対して「多くは債権放棄で現金は動いていない形のもの」と述べられました。そこで質問ですが、「動いていないお金」として処理したということは、返済不要な資金、つまり寄付と認識していたということではありませんか。知事にお伺いします。

詳しく見るとさらに疑問が湧いてきます。平成27年分と29年分の主な収入は、資金管理団体からで、それぞれ3900万円と3300万円でした。借入金返済としての支出は、それぞれ2000万円と1200万円が記載されています。他の年の分の中には、債権放棄と記載のある支出に対して、検察が虚偽と判断した寄付金や借入金があり、それでつじつまを合わせていたと分かるのですが、この2年分は収入欄にそういった記載がないか少額で、

大部分が資金管理団体からの寄付となっています。つまり、資金が入っているのに、出ていないと考えられる支出が計上されているということです。実際はどうなっていたのでしょうか。知事に納得できる説明をいただきたいと思います。

■答弁 伊原木知事

お答えいたします。

政治資金についてのご質問であります。

まず、認識についてであります。後援会の会計処理において、不適切なところがあったと思いますが、当時の私や後援会としては、後援会に対する親族からの資金提供は借り入れであったとの認識であり、寄付を受けたとの認識はなかったところであります。

次に、支出の実際についてであります。私としては、令和3年12月に問題が指摘されるまで、後援会の会計処理については承知しておりませんでした。私や後援会としては、後援会に対する親族からの資金提供は、当初から借り入れであったとの認識であり、そうした認識に基づいて会計処理が行われたものと考えております。

このたびの司法の判断を重く受け止め、収支報告の訂正を行うとともに、専門知識を有する第三者を交えた経理処理体制を確立したところであり、今後、二度とこうしたことがないよう法令遵守に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

■再質問 森協議員

前回の質問でも指摘したようにいくつかの事例から判断すればやはり寄付金と判断せざるを得ない事例ばかりです。当時は借りたお金という判断だったのかもしれませんが、結果的に返していないわけですから、寄付とした形になっている。債権放棄という形で返済していないのですから、結果として寄付になっているという認識はありますか。

■答弁 伊原木知事

会社を経営しているときにお金を借りた、まだまだ成長途中で返せる状況じゃない、2年間返していない、2年間返していないので借りたお金は寄付だったという判断をする経営者はいないと思います。私自身は今回の問題が起きるまで借り入れだと認識していました。

■再々質問 森協議員

知事の認識ではなく、結果として返済がなかったということが検察に判断されたわけですから、返していないということですから、結果として寄付だったとなっただけではありませんか。

■答弁 伊原木知事

返していないから寄付だというロジックが成り立つかという事については未だに理解できません。

我々自身、司法の判断を受け入れた訳です。父親からの資金提供、これは借り入れであるとは認められないという司法の判断だったと認識して、その上で必要な書類を訂正したわけです。

■感想 森脇議員

色々経理上のミスや理解の不足だと言われているが、結果としてこうなったという事についてなかなか認めようとしなない。検察庁の判断を受け入れながらそのことについて認めようとしなない。そういう事では単なる自分たちのミスだけを反省しており、それだけでいいのかと思います。

■再質問 森脇議員

帳簿（収支報告書）では、債権放棄という形で返済しなかった部分（支出）に対し、収入のほうには、虚偽だと検察から指摘があった記載ありました。しかし、平成27年から29年の2年についてはそういう（虚偽だと判断できる）収入がありません。それなのに返済不要であった借入金返済が支出として計上されています。

これについて、「修正しました」という説明で、このお金がどうなったか説明がありません。どうなったのでしょうか。

■答弁 伊原木知事

我々の会計処理について理解不足を含むミスもあり、訂正をしなければならなくなったという事は事実です。裁判所の略式命令の事実に従ってこの3月に収支報告書の訂正を済ませました。

訂正すべきところはすべて訂正しました。我々としてはすべきことはすべてやったという認識です。

詳細についてはその当時認識をしていませんでした。今の時点でも、それぞれのラインについてどういう事なのかについては承知しておりません。

■要望 森脇議員

今年の新語流行語大賞に裏金問題がトップテン入りしておりました。それだけ政治資金の問題、「政治とカネ」の問題には多くの国民が関心を持っています。引き続き県民の皆様が納得できるように説明してもらいたいと思います。最後に要望いたしまして終わります。